



〔欠格事由に関する申告〕

以下の地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事由等に該当しない場合は、にレ印を記入してください。

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 自治体職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 平成 11年改正前の民法の規定による準禁治産宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

〔こども性暴力防止法に関する申告〕

※令和8年12月25日の法施行後、こども家庭庁を通じて法務省に性犯罪前科を照会する場合があります。

以下のどちらかのにレ印を記入してください。

私は、過去に「特定性犯罪」と呼ばれる罪を犯したことが

- ありません     あります

※「特定性犯罪」とは、不同意わいせつ、児童買春、児童ポルノ所持、痴漢、盗撮、未成年淫行などをいいます。

(注) ・本書に記載された情報は、和泉市部活動指導員の登録手続きのために用い、それ以外の目的には使用しません。また、和泉市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

・虚偽の記載をすると採用されないことがあります。

上記のとおり相違ありません。

年        月  
名        前

(注意)

- ・部活動指導員は、スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に沿って指導します。
- ・申込書類に不備（写真なし、証明書の写しが貼られていない、封筒なし等）があった場合には受け付けません。
- ・申込書類の記載内容に虚偽があった場合には、採用を取り消します。
- ・申込書類により取得した個人情報については、今回の選考の円滑な実施のために用い、それ以外の目的には使用しません。